

排水設備工事に係る取扱要綱

内容現在 平成 23 年 4 月 1 日

加除（さしかえ）表

追録第 8 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次	1 から 2 まで	1	1 から 2 まで	1	加除表の次へ
第 1 部	2 3 から 2 4 まで	1	2 3 から 2 4 - 1 まで	2	P 2 2 の次へ
第 2 部	2 5 から 2 7 まで	2	2 5 から 2 7 まで	2	第 2 部表紙の次
	3 4 から 3 5 まで	1	3 4 から 3 5 まで	1	P 3 3 の次へ
第 3 部	6 2 から 6 3 まで	1	6 2 から 6 3 まで	1	P 6 1 の次へ
	72 から 72-1 まで	1	72 から 72-1 まで	1	6. 中見出しの次
第 4 部			79-21 から 79-34 まで	7	7 9 - 2 0 の次
第 5 部					
参考資料					

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

総目次

第1部 排水設備工事に係る基本事項

目次	3
1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
3. 排水設備の設置	9
4. 除害施設	10
5. 下水道の維持管理	11
6. 申請等に係る手数料の取扱	12
7. 別表	13

第2部 排水設備工事の設計・施工

目次	25
1. 調査	28
2. 設計図書	28
3. 排水管	32
4. 柵	40
5. トラップ（防臭装置）	42
6. 材料および器具	43
7. 施工	43
8. 土工	44
9. 管布設工	45
10. 柵設置工	48
11. トラップ設置工	50
12. 水洗便所設置工	51
13. 付帯設備	53

第3部 排水設備工事手続等の取扱

目次	60
1. 手続業務のフロー	62
2. 排水設備工事の申請手続	64

3. 排水設備工事の完成書類の取扱	66
4. 完成検査	68
5. 分流改造工事の取扱	70
6. 公共枿設置の取扱	72
7. 温泉排水設備工事の取扱	73
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱	74
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱	75
10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱	78
11. 融雪下水の取扱	78-1
12. 靴洗い場排水の取扱	79
13. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱	79-1

第4部 その他

目次	79-3
1. 排水設備設置義務免除許可事務の取扱	79-4
2. キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務の取扱	79-15
3. 指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理	79-21

第5部 申請書等の様式と記入例

目次	80
別紙 1 排水設備計画確認申請書	81
別紙 2 排水設備工事材料表（自己資金工事）	82
別紙 3 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	83
別紙 4 排水設備工事図面	84
別紙 5 排水設備計画確認通知書	85
別紙 6 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	86
別紙 7 排水設備工事完成届書	87
別紙 8 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届書	88
別紙 9 排水設備工事検査表	89
別紙 10-1 工事写真（1）	90
別紙 10-2 工事写真（2）	91
別紙 11 委任状	92
別紙 12 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	93
別紙 13 貸付資金検査回付一覧表（給排水検査係控）（普及係控）	94
別紙 14 排水設備検査済書	95
別紙 15 取り止め届	96
別紙 16 閲覧申込書	97

88	第69号	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	
89	第69号の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
90	第69号の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
91	第70号	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）	
92	第70号の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	
93	第71号	自動式車両洗淨施設	
94	第71号の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設
95	第71号の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設	
96	第71号の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
97	第71号の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものを除く。）	
98	第71号の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	
99	第72号	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）	
100	第73号	下水道終末処理施設	
101	第74号	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）	

ダイオキシン類対策法特定施設

号番号 ダイオキシン類 対策特別措置法 施行令第1条 別表第2		施	設
1	第1号	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	第2号	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	第3号	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	第4号	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	第5号	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	第6号	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	第7号	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	第8号	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	第9号	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	第10号	2, 3-ジクロロ-1, 4ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	第11号	8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジインドロ〔3, 2-b:3', 2'-m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	第12号	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	第13号	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	第14号	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	第15号	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	第16号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	

17	第17号	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項，3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち，次に掲げるもの	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	第18号	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第19号	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り，公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

第2部 排水設備工事の設計・施工

1. 調査	28
(1) 事前調査	28
(2) 現地調査	28
2. 設計図書	28
(1) 附近見取図	29
(2) 平面図	29
(3) 縦断図	30
(4) 配管立体図	31
(5) 詳細図	32
(6) 見積書	32
3. 排水管	32
(1) 屋外排水管	32
① 管径, 勾配の決定について	32
② 流速の範囲について	35
(2) 屋内排水管	35
① 使用目的による分類	35
② 管径, 勾配の決定について	35
③ 配管経路について	35
(3) 通気管	37
① 通気管の種類	37
② 通気管の管径	38
③ 通気管の末端の取扱	38
(4) 間接排水	39
① サービス用機器	39
② 医療, 研究用機器	39
③ 水泳用プール	39
4. 柵	40
(1) 柵の設置箇所	40
(2) 柵の大きさ と 深さ	40

(3) 樹の構造	4 0
5. トラップ (防臭装置)	4 2
(1) トラップの要件	4 2
(2) トラップの種類	4 2
① Pトラップ	4 2
② Sトラップ	4 2
③ Uトラップ	4 2
④ ドラムトラップ	4 2
⑤ ワントラップ	4 2
⑥ トラップ付樹	4 2
(3) トラップの設置	4 3
6. 材料および器具	4 3
7. 施工	4 3
(1) 法令の遵守等	4 3
(2) 地下埋設物等の措置	4 4
8. 土工	4 4
(1) 掘削・基礎工	4 4
(2) 埋戻し復旧工	4 4
(3) 建設廃棄物	4 4
9. 管布設工	4 5
(1) やり方	4 5
(2) 硬質塩化ビニール管布設工	4 5
(3) 遠心力鉄筋コンクリート管布設工	4 6
(4) 排水管の土かぶり	4 7
(5) 防護工	4 8
10. 樹設置工	4 8
(1) 基礎工	4 8
(2) 穴あけ工	4 8
(3) 設置工	4 8
(4) 管口仕上	4 8

(5) 公共枿への接続	49
(6) 公共枿に管底接続できない場合	49
(7) インバート工	50
1 1. トラップ設置工	50
(1) 設置工	50
1 2. 水洗便所設置工	51
(1) 保温等の措置	51
(2) 便槽の解体	51
1 3. 付帯設備	53
(1) 油水分離装置	53
(2) サンド阻集器	54
(3) ヘア阻集器	54
(4) ランドリー阻集器	54
(5) プラスター阻集器	54
(6) 阻集器の維持管理	54
(7) 排水槽	56
① 排水槽の種類	56
② 排水槽設置上の留意点	57
③ 排水槽の維持管理	58

表-4 陶管・鉄筋コンクリート管 (満管流時)

$n=0.013$

呼び径	100		150		200		250		300		350	
	A (㎡)	P (m)	V (m/s)	Q (㎡/s)	V (m/s)	Q (㎡/s)	V (m/s)	Q (㎡/s)	V (m/s)	Q (㎡/s)	V (m/s)	Q (㎡/s)
	0.007854	0.3142	0.273	0.005	0.330	0.010	0.383	0.019	0.433	0.031	0.479	0.046
	0.0250	0.0375	0.299	0.005	0.362	0.011	0.420	0.021	0.474	0.034	0.525	0.051
			0.322	0.006	0.391	0.012	0.453	0.022	0.512	0.036	0.567	0.055
			0.345	0.006	0.418	0.013	0.485	0.024	0.547	0.039	0.606	0.058
			0.366	0.006	0.443	0.014	0.514	0.025	0.580	0.041	0.643	0.062
			0.385	0.007	0.467	0.015	0.542	0.027	0.612	0.043	0.678	0.065
			0.404	0.007	0.490	0.015	0.568	0.028	0.642	0.045	0.711	0.068
			0.422	0.007	0.511	0.016	0.593	0.029	0.670	0.047	0.743	0.071
			0.439	0.008	0.532	0.017	0.618	0.030	0.698	0.049	0.773	0.074
			0.456	0.008	0.552	0.017	0.641	0.031	0.724	0.051	0.802	0.077
			0.472	0.008	0.572	0.018	0.664	0.033	0.749	0.053	0.830	0.080
			0.510	0.009	0.618	0.019	0.717	0.035	0.809	0.057	0.897	0.086
			0.545	0.010	0.660	0.021	0.766	0.038	0.865	0.061	0.959	0.092
			0.578	0.010	0.700	0.022	0.813	0.040	0.918	0.065	1.017	0.098
			0.609	0.011	0.738	0.023	0.857	0.042	0.967	0.068	1.072	0.103
			0.639	0.011	0.774	0.024	0.898	0.044	1.015	0.072	1.124	0.108
			0.668	0.012	0.809	0.025	0.938	0.046	1.060	0.075	1.174	0.113
			0.695	0.012	0.842	0.026	0.977	0.048	1.103	0.078	1.222	0.118
			0.721	0.013	0.873	0.027	1.014	0.050	1.145	0.081	1.268	0.122
			0.746	0.013	0.904	0.028	1.049	0.052	1.185	0.084	1.313	0.126
			0.771	0.014	0.934	0.029	1.084	0.053	1.224	0.086	1.356	0.130
			0.795	0.014	0.963	0.030	1.117	0.055	1.261	0.089	1.398	0.134
			0.818	0.014	0.990	0.031	1.149	0.056	1.298	0.092	1.438	0.138
			0.840	0.015	1.018	0.032	1.181	0.058	1.333	0.094	1.478	0.142
			0.862	0.015	1.044	0.033	1.211	0.059	1.368	0.097	1.516	0.146
			0.904	0.016	1.095	0.034	1.271	0.062	1.435	0.101	1.590	0.153
			0.944	0.017	1.144	0.036	1.327	0.065	1.499	0.106	1.661	0.160
			0.983	0.017	1.190	0.037	1.381	0.068	1.560	0.110	1.729	0.166
			1.020	0.018	1.235	0.039	1.433	0.070	1.619	0.114	1.794	0.173
			1.055	0.019	1.279	0.040	1.484	0.073	1.675	0.118	1.857	0.179
			1.090	0.019	1.321	0.041	1.532	0.075	1.730	0.122	1.918	0.185
			1.124	0.020	1.361	0.043	1.580	0.078	1.784	0.126	1.977	0.190
			1.156	0.020	1.401	0.044	1.625	0.080	1.835	0.130	2.034	0.196
			1.188	0.021	1.439	0.045	1.670	0.082	1.886	0.133	2.090	0.201
			1.219	0.022	1.476	0.046	1.713	0.084	1.935	0.137	2.144	0.206
			1.249	0.022	1.513	0.048	1.756	0.086	1.982	0.140	2.197	0.211
			1.278	0.023	1.549	0.049	1.797	0.088	2.029	0.143	2.249	0.216
			1.307	0.023	1.583	0.050	1.837	0.090	2.075	0.147	2.299	0.221
			1.335	0.024	1.617	0.051	1.877	0.092	2.119	0.150	2.349	0.226
			1.363	0.024	1.651	0.052	1.915	0.094	2.163	0.153	2.397	0.231
			1.390	0.025	1.683	0.053	1.953	0.096	2.206	0.156	2.445	0.235
			1.416	0.025	1.715	0.054	1.991	0.098	2.248	0.159	2.491	0.240
			1.442	0.025	1.747	0.055	2.027	0.100	2.289	0.162	2.537	0.244
			1.468	0.026	1.778	0.056	2.063	0.101	2.330	0.165	2.582	0.248
			1.493	0.026	1.808	0.057	2.098	0.103	2.370	0.168	2.626	0.253
			1.542	0.027	1.868	0.059	2.167	0.106	2.447	0.173	2.712	0.261
			1.589	0.028	1.925	0.060	2.234	0.110	2.523	0.178	2.796	0.269
			1.635	0.029	1.981	0.062	2.299	0.113	2.596	0.183	2.877	0.277
			1.680	0.030	2.035	0.064	2.362	0.116	2.667	0.189	2.955	0.284
			1.724	0.030	2.088	0.066	2.423	0.119	2.736	0.193	3.032	0.292
			1.766	0.031	2.140	0.067	2.483	0.122	2.804	0.198	3.107	0.299
			1.808	0.032	2.190	0.069	2.541	0.125	2.870	0.203	3.180	0.306
			1.848	0.033	2.239	0.070	2.598	0.128	2.934	0.207	3.252	0.313
			1.888	0.033	2.287	0.072	2.654	0.130	2.997	0.212	3.322	0.320
			1.927	0.034	2.334	0.073	2.709	0.133	3.059	0.216	3.390	0.326
			1.921	0.036	2.448	0.077	2.841	0.139	3.208	0.227	3.556	0.342
			2.111	0.037	2.557	0.080	2.967	0.146	3.351	0.237	3.714	0.357
			2.197	0.039	2.662	0.084	3.089	0.152	3.488	0.247	3.865	0.372
			2.280	0.040	2.762	0.087	3.205	0.157	3.619	0.256	4.011	0.386
			2.360	0.042	2.859	0.090	3.318	0.163	3.747	0.265	4.152	0.399
			2.438	0.043	2.953	0.093	3.427	0.168	3.869	0.274	4.288	0.413
			2.513	0.044	3.044	0.096	3.532	0.173	3.988	0.282	4.420	0.425
			2.585	0.046	3.132	0.098	3.634	0.178	4.104	0.290	4.548	0.438
			2.656	0.047	3.218	0.101	3.734	0.183	4.217	0.298	4.673	0.450
			2.725	0.048	3.301	0.104	3.831	0.188	4.326	0.306	4.794	0.461
			2.793	0.049	3.383	0.106	3.926	0.193	4.433	0.313	4.913	0.473
			2.858	0.051	3.463	0.109	4.018	0.197	4.537	0.321	5.028	0.484
			2.923	0.052	3.540	0.111	4.108	0.202	4.639	0.328	5.141	0.495
			2.985	0.053	3.617	0.114	4.197	0.206	4.739	0.335	5.252	0.505
			3.047	0.054	3.691	0.116	4.283	0.210	4.837	0.342	5.360	0.516
			3.107	0.055	3.764	0.118	4.368	0.214	4.933	0.349	5.466	0.526
			3.166	0.056	3.836	0.121	4.451	0.219	5.026	0.355	5.571	0.536
			3.225	0.057	3.906	0.123	4.533	0.223	5.119	0.362	5.673	0.546
			3.282	0.058	3.975	0.125	4.613	0.226	5.209	0.368	5.773	0.555
			3.338	0.059	4.043	0.127	4.692	0.230	5.298	0.375	5.872	0.565
			3.447	0.061	4.176	0.131	4.846	0.238	5.472	0.387	6.064	0.583
			3.553	0.063	4.305	0.135	4.995	0.245	5.641	0.399	6.251	0.601
			3.656	0.065	4.429	0.139	5.140	0.252	5.804	0.410	6.432	0.619
			3.757	0.066	4.551	0.143	5.281	0.259	5.963	0.422	6.609	0.636
			3.854	0.068	4.669	0.147	5.418	0.266	6.118	0.432	6.780	0.652

② 流速の範囲について

ア 下水中に含まれている土砂や汚水はある程度の流速以下になると沈澱をはじめ次第に排水管内に堆積して閉鎖をおこす原因となるので、原則として流速は $0.6\text{ m} \sim 1.5\text{ m/S}$ の範囲に定める。

イ 勾配は、原則として $2/100$ 以上とする。

ただし、やむを得ない場合は $1/100$ 以上とすることができる。

ウ 勾配が取れない場合は、流速、流量等を考慮し、表-3、表-4を参考にし、事前に担当係と打合せを行うこと。

(2) 屋内排水管 (図-4 参照)

水を受ける容器等から屋外排水管までとし、使用目的別の配管とする。

① 使用目的による分類

ア 汚水：大便器汚物流し、ビデ、便器、消毒器などからの排水

イ 雑排水：洗面器、流し類、浴そうなど汚水以外の一般器具からの排水

ウ 雨水：屋根及び敷地などからの雨水

エ 特殊排水：工場排液などのような有毒、有害なものを含んだ排水や放射能を含んだ排水

オ その他：上記以外のもの（地下排水等）

② 管径、勾配の決定について

屋内排水管の勾配は原則 $2/100$ 以上とし、管径決定にあたっては、下記のことには注意しなければならない。

ア 排水管の最小管径は、 30 mm とする。

イ 汚水管の最小管径は、 75 mm とする。

ウ 地中または地階の床下に埋設される排水管の管径は、 50 mm 以上とする。

エ 排水管は、立て管、横管、いずれの場合でも排水の流下方向の管径を縮小してはならない。

オ 排水横枝管の管径は、これに接続する器具の付属トラップの最大口径のもの以上でなければならない。

カ 排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管のうち、最大管径のもの以上でなければならない。また、立て管の上部を細く、下部を太くするような、いわゆる「たけのこ配管」にしない。

キ 器具トラップの口径は、表-5のとおりとし、器具排水管の口径は器具トラップの口径以上とする。

ク 排水横管の勾配は、表-6を標準とする。

③ 配管経路について

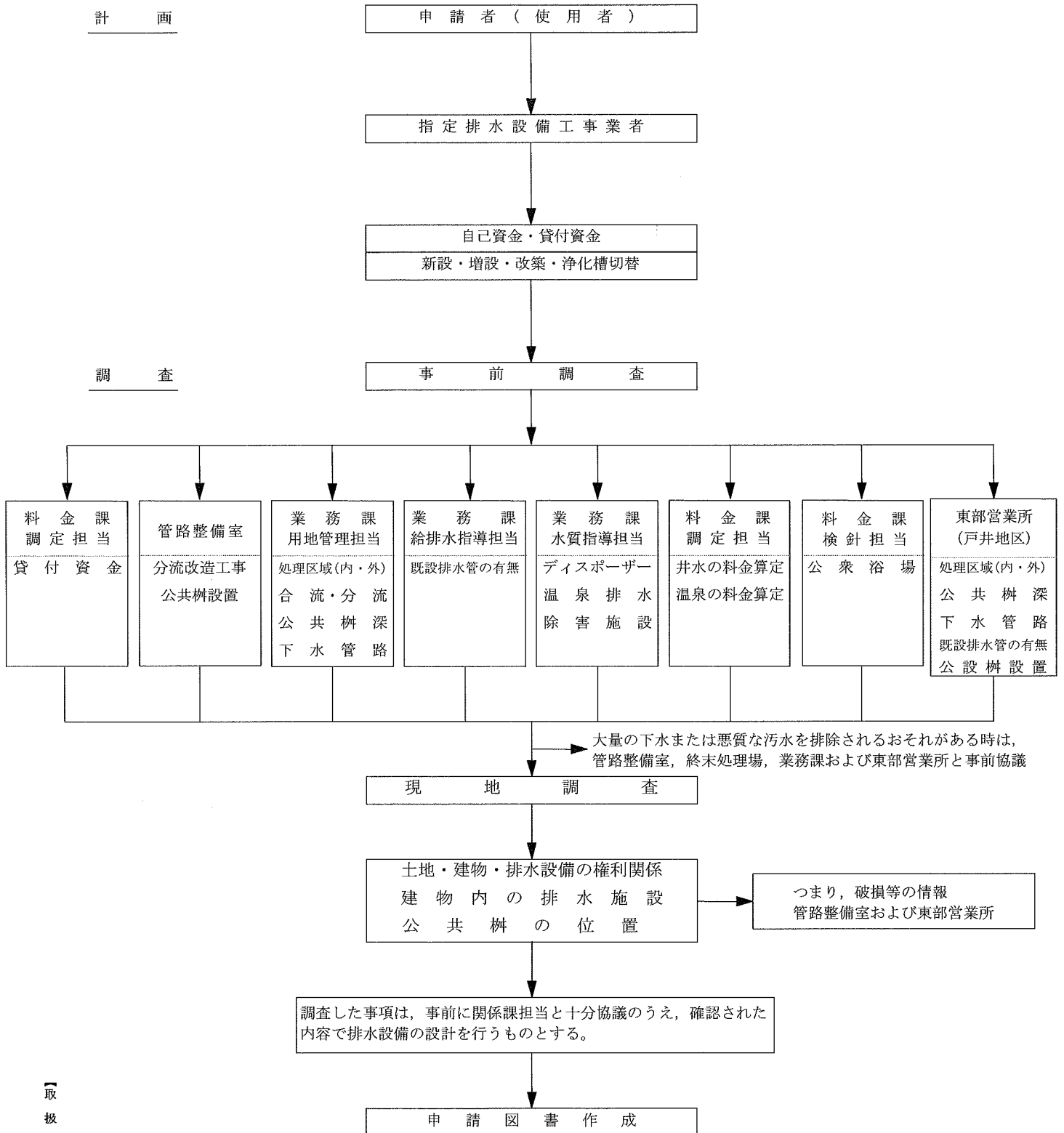
排水機能に支障がなく、かつできるだけ最短距離で配管経路を定め、修繕や清掃等の保守管理が容易にできる構造にすること。

また、保守管理に必要な箇所には掃除口を設けること。

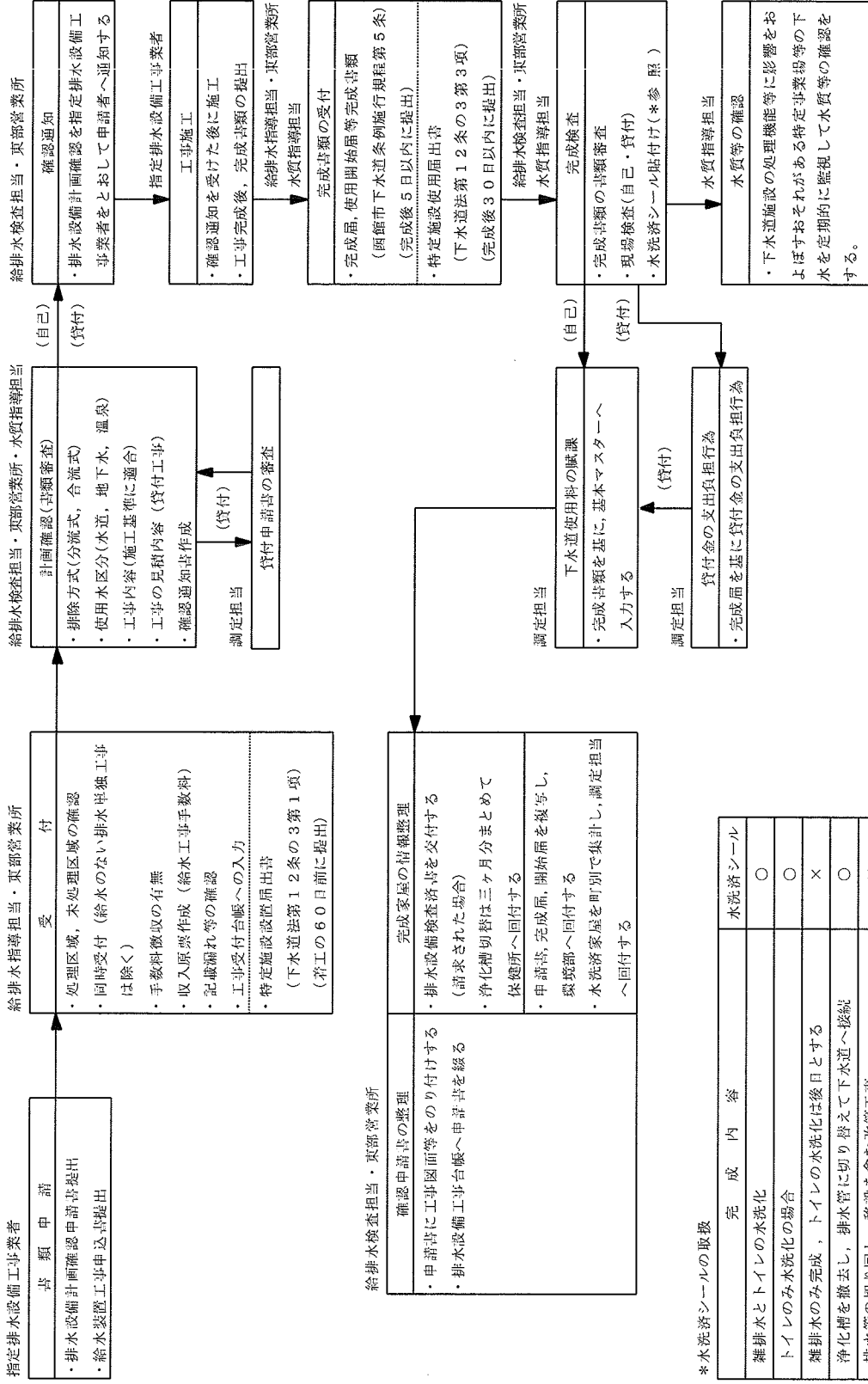
第 3 部

1 . 手続業務のフロー

(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー



(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー



給排水検査担当・東部営業所

確認申請書の整理	完成家屋の情報整理
・申請書に工事図面等をのり付けする	・排水設備検査済書を交付する (請求された場合)
・排水設備工事台帳へ申請書を綴る	・浄化槽切替は三ヶ月分まとめて 休健所へ回付する
	・申請書, 完成届, 開始届を複写し, 環境部へ回付する
	・水洗済家屋を町別で集計し, 調定担当 へ回付する

*水洗済シールの取扱

完 成 内 容	水洗済シール
雑排水とトイレの水洗化	○
トイレのみ水洗化の場合	○
雑排水のみ完成, トイレの水洗化は後日とする	×
浄化槽を撤去し, 排水管に切り替えて下水道へ接続	○
排水管の切り直し, 移設を含む改築工事	×

※ 戸井地区の排水設備工事の受付, 審査, 検査等については, 東部営業所で行う。
 ※ 特定施設の審査, 検査等については, 水質指導担当で行う。

6. 公共樹設置の取扱

(1) 目的

排水設備工事を施工しようとする敷地に公共樹がなく、排水設備を接続することができない場合、公共樹設置要件に該当するときは、新たに公共樹を管理者が設置する。

(2) 公共樹設置の要件

① 公共汚水樹を設置する場合

ア 公共下水道本管新設工事の際に、公共樹が設置されていない場合。

イ 土地の売買等による土地分筆のため、公共樹が必要とされる場合。

ウ 他人の土地を利用しなければ既設公共樹に接続できない場合。

エ 建物の新築、増改築等により、既設公共樹の深さが不足する場合。

オ 宅地内に容易に移動または解体、復旧することが困難な構築物があり、排水設備を迂回しなければ既設公共樹に接続できず、管勾配を最大限考慮しても技術的に既設公共樹の利用が困難な場合。

ただし、開発行為、区画整理箇所を除く。

カ その他、管理者が必要と認める場合。

② 公共雨水樹を新設する場合

ア 分流式区域の公共雨水管が整備されている場所で、公道および私道の路面排水を排除する場合を除き、敷地内の雨水（雨どい、無落雪、池等）を排除するために排水設備を設ける場合。ただし、取付管口径は、150mmを標準とし、樹は一宅地一基を原則とする。また、この規模を超える排水施設能力を必要とする場合は、別途事業部業務課と協議すること。

イ その他、管理者が必要と認める場合。

(3) 公共樹設置申請の手続き

① 公共樹設置を申請する場合は、排水設備工事図面、位置、深さ、流入管径、設置希望時期について、事業部管路整備室と事前協議すること。

② 事前協議で申請が認められた場合は、公共樹設置申請書に排水設備計画確認申請書、排水設備工事図面の写しおよび付近見取図、また必要な場合には土地使用承諾書を添付し提出すること。

③ 公共樹設置工事は、道路管理者または土地所有者との協議、占用手続きのため、2ヶ月程度の期間を必要とする場合もあることから、速やかに公共樹設置申請書を提出すること。

④ 公共樹設置の事前協議および公共樹設置申請は、本局管内については事業部管路整備室、東部営業所管内（戸井地区）については東部営業所または事業部管路整備室で受け付ける。

(4) 西部地区の私有地内への公共樹設置工事

- ① 土地所有者の承諾が得られ、管理者が必要と認めた場合は、石積みおよび現場打ちコンクリート側溝に限り、側溝を横断し私有地内に管理者が公共樹を設置する。
- ② 既設公共樹から側溝を横断して私有地内に設置するため、土地使用承諾書を公共樹設置申請書に添付して提出すること。
- ③ 申請手続きは、(3)の公共樹設置申請の手続きによる。

3 指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理

(1) 函館市水道局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱 (目的)

第1条 この要綱は、函館市水道局指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し必要な事項を定め、違反行為を未然に防止するとともに、違反行為に対し迅速かつ公正に措置を行い、適正な排水設備工事の運営を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条および函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第2条で定めるところによる。

(違反行為)

第3条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、指定業者および排水設備工事責任技術者（以下「指定業者等」という。）が別表の函館市水道局指定排水設備工事業者の違反行為に係る措置基準の違反項目に該当する行為（以下「違反行為」という。）を行ったと認められるときは、その情状に応じ、同表右欄に定める措置（過料を除く。）を行うことができる。

2 管理者は、指定業者等が前項の違反行為を行ったと認められる場合において、過料を科すことが適当であると認められるときは、市長にその処分を求めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第4条 指定業者等が違反行為を行った疑いがあると認められるときは、その違反行為に関する業務を所管する課長（以下「主管課長」という。）は、事実の有無について調査しなければならない。

2 主管課長は、前項の調査の結果、当該指定業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定業者等に対して、直ちに違反行為の是正および事情を説明するてん末書の提出を求めるとともに、当該調査の結果を基に別記第1号様式による違反行為報告書を作成しなければならない。

3 主管課長は、違反行為報告書に当該違反行為を行った指定業者等から提出されたてん末書を添付して、速やかに主管部長へ報告し、その措置について協議しなければならない。ただし、てん末書が提出されない場合は、違反行為報告書にその旨を付記して報告することができる。

4 主管課長は、第2項に規定する違反行為報告書を作成する場合において、指定業者等が不正な手段で公共下水道への排水を開始した箇所の使用者に対し、当該違反行為を行っていた期間に係る条例第12条で定める下水道使用料の徴収が予想されるときは、料金担当課長と協議しなければならない。この場合、下水道使用料を徴収しようとするときは、違反行為報告書にその旨を記載しなければならない。

5 主管課長以外の関係課長は、指定業者等が違反行為を行った疑いを発見したときは、主管課長にその旨を報告しなければならない。

(指定業者等への処分等)

第5条 行政処分として指定業者に対して行う措置は、函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程（平成8年函館市水道局規程第5号以下「規程」という。）第14条の規定に基づく指定の取消しまたは指定の効力の停止とし、排水設備工事責任技術者に対して行う措置は、規程第23条の規定に基づく登録の取消しまたは業務の停止（以下これらの措置について「取消等処分」という。）とする。

2 軽微な違反行為と認めるときは、取消等処分に代えて、当該違反行為を行った指定業者等に対し、文書警告を行うことができる。

3 違反行為に満たないが注意の必要があると認めるときは、当該指定業者等に対し、口頭注意を行うことができる。

(審査委員会)

第6条 管理者は、主管課長の報告および協議により取消等処分を行う必要があると認めるときは、排水設備工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催することができる。

(意見陳述)

第7条 管理者は、審査委員会報告書が提出された場合において、取消等処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 指定の取消しまたは登録の取消しに該当するとき 聴聞

(2) 指定の効力の停止または業務の停止に該当するとき 弁明の機会の付与

2 聴聞を実施するときは、聴聞通知書により通知するものとする。

3 聴聞は、総務担当課長が主宰し、終結したときは速やかに聴聞調書、および聴聞報告書を作成し、審査委員会へ提出する。

4 弁明の機会の付与をするときは、弁明書の提出を求めるものとする。

5 第1項から前項までの規定による意見陳述の手続は、函館市行政手続条例によるものとする。

(処分の通知および公示)

第8条 管理者は、取消等処分またはその他の措置を行ったときは、当該指定業者等に対して、取消等処分にあつては別記第4号様式により、その他の措置にあつては別記第5号様式により、遅滞なく通知するものとする。

2 管理者は、前項の取消等処分を行うときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

(費用の請求)

第9条 法令等に基づく管理者の指示に従わない場合で、市に損害を与えるおそれがあると認められるときは、管理者が指定業者等に代わって是正し、これに係る費用について、指定業者等に請求することができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

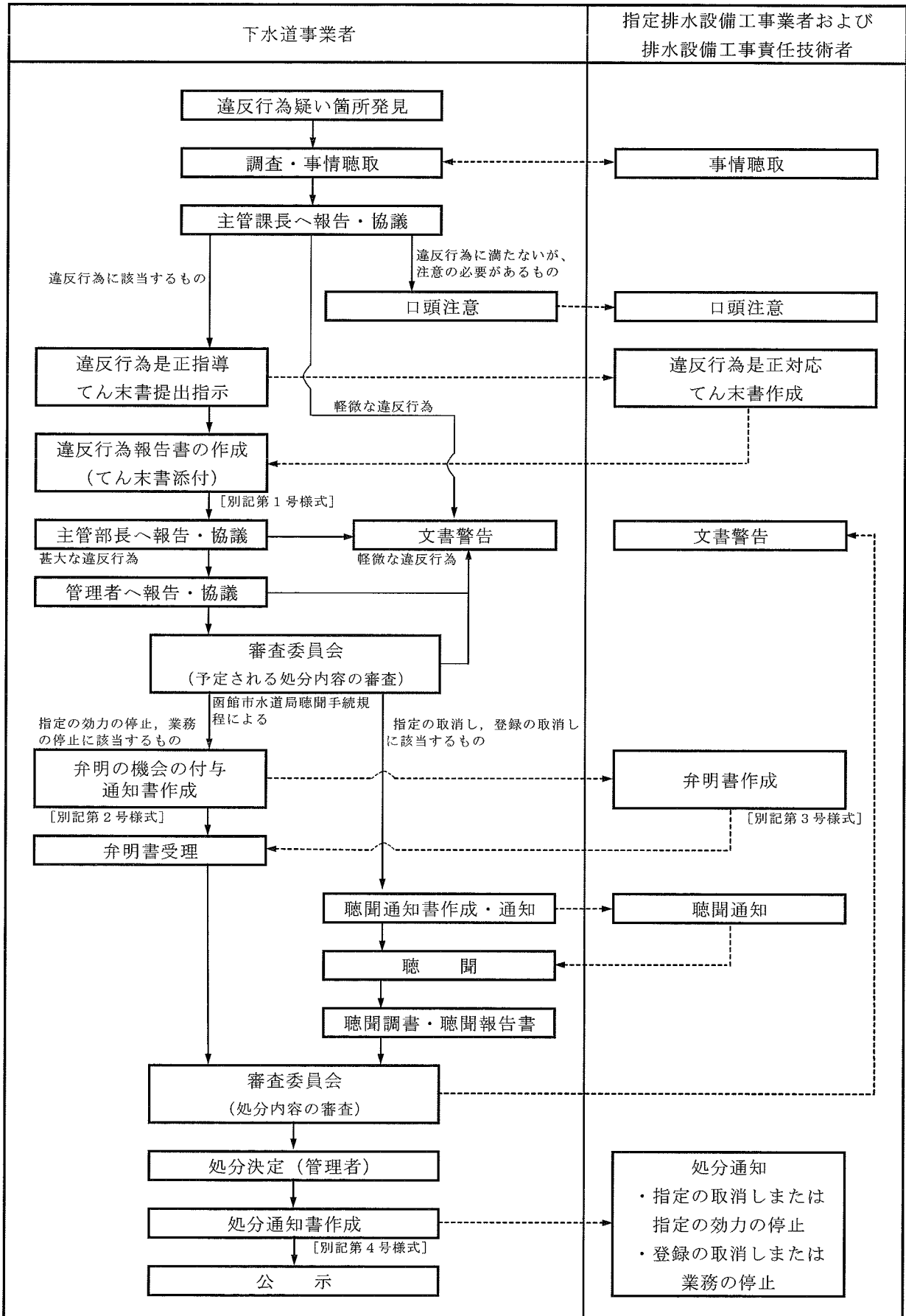
附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

平成22年12月1日一部改正

(2) 函館市水道局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理フロー



取扱八

(3) 函館市水道局指定排水設備業者の違反行為に係る措置基準
下水道条例および規程等の違反に対する措置

別表 1

違反項目	関係法令文	違反内容	措置	内容
指定要件違反	函館市水道局指定排水設備業者に関する規程	第7条 第14条	北海道内に事業所を有しなくなったとき。 登録を受けた責任技術者が専属していないとき。 工事の施行に必要な設備、器材等を有していないとき。 排水設備工事の業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が指定業者として不適当と認められたとき。 不正の手段により指定業者の指定を受けたとき。 条例および規程等の規定に違反したとき。	指定の取消しまたは文書警告 指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
届出義務違反	函館市水道局指定排水設備業者に関する規程	第8条 第12条	①第14条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 ②第23条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるとの者であることが判明したとき。 ④本人または代表者もしくは役員が、成年被後見人もしくは被保佐人または破産者の宣告を受けたとき。 ⑤排水設備工事の業務に関し不正または不誠実な行為をすることが判明したとき。 ⑥法人の場合にあつては、その役員のうち上記①～⑥に該当する者がいるとき。 次のいづれかに該当する事項の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 ① 営業を廃止したとき ② 排水設備工事の業務を廃止したとき。 ③ 経営者（法人にあつては、その代表者）を変更したとき。 ④ 組織を変更したとき。 ⑤ 名称を変更したとき。 ⑥ 事業所を移転したとき。	指定の取消し 指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告

届出義務違反	事業運営基準違反	下水道条例 下水道条例施行規程 函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程	⑦責任技術者に異動があったとき。		
			⑧その他管理者が必要と認める届出事項を証する書類の提出に対し、拒否したとき。		
			排水設備の新設、増設または改築の工事の施行に当たり、条例および規程を遵守しないときおよび管理者の指示に従わないとき。 (無届工事等)	第3条 第4条 第2条第1項 第3条第1項 第3条第1項 第4条第1項	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
			排水設備工事の申込みを受け、正当な理由がなく、これを拒んだとき。	第3条第2項	文書警告または口頭注意
			排水設備工事の契約に際し、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さないとき。	第3条第3項	
			排水設備工事を、一括して第三者に請け負わせたとき。	第3条第4項	指定の効力の停止3月以下または文書警告
			自己の名義を他人に使用させたとき。	第3条第5項	
			管理者が定める施工基準に基づき、善良な注意をもって、施行しないうとき。	第3条第6項	文書警告または口頭注意
			自己の雇用する排水設備工事責任技術者以外の者に排水設備の設計および工事の監督を行わせたとき。	第3条第7項	
			使用人または請負人の行為について、この規程に規定する責めを負わないうとき。	第3条第8項	
事業運営基準違反		函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程	排水設備工事の完成後、管理者の検査を受ける際、正当な理由なく責任技術者を立ち会わせないうとき。	第4条第2項	文書警告または口頭注意
			検査の結果、工事が不完全であるとされた場合で、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再度管理者の検査を受けないうとき。	第4条第3項	
			排水設備を使用者に引き渡した後1年以内に生じた故障について、無償で修理しないとき。ただし、天災その他不可抗力または使用者の責めによる場合を除く。	第5条	
			管理者が必要があると認められる際、排水設備工事の業務状況その他について報告の求めに応じないとき。	第6条	

罰則	函館市下水道条例	第19条	<p>(1) 第3条の規定による確認を受けずに排水設備の新設等の工事を実施した者または虚偽の申請により排水設備の新設等の工事を実施した者。</p> <p>(2) 第4条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者。</p> <p>(3) 第5条の3第3項の規定による届出を行わなかった者。</p> <p>(4) 第6条の規定に違反して、し尿を排除した者。</p> <p>(5) 第7条または第8条の規定による届出を行わなかった者。</p> <p>(6) 第10条第1項の規定による記録をしない者または虚偽の記録をした者。</p>	5万円以下の過料
----	----------	------	--	----------

排水設備工事責任技術者に対する措置

別表2

違反項目	関係法令条文	違反内容	措置	内容
責任技術者の職務義務違反	函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程	第17条第2項	指定業者へ所属しないで、排水設備の設計および工事の監督を行ったとき。	文書警告または口頭注意
		第17条第3項	排水設備の設計および工事の監督を行わないとき。	
		第17条第4項	業務を行うに当たり条例および規程を遵守しないとき、もしくは管理者の指示に従わないとき。	
		第18条第1項第2号	自己の所属する指定業者に係る業務以外の業務を行ったとき。	
		第18条第1項第3号	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えないときまたはその執行を受けているとき。	登録の取消し
		第19条第1項	成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者であるとき。	
		第21条第2項	登録の更新について申請しないとき。	登録の取消し
		第21条第3項	責任技術者証の記載事項に変更があったとき、届出をせず、当該記載事項の訂正を受けないとき。	文書警告または口頭注意
		第23条第1項第1号	責任技術者証を携帯しないで業務に従事したとき。	
		第23条第1項第2号	業務の成績が著しく不良であるとき、または業務に關し不適当な行為をしたとき。	登録の取消しまたは業務の停止6月以下もしくはは文書警告
		第23条第1項第3号	偽りその他不正な行為により、登録を受けたとき。	
		第23条第1項第4号	責任技術者証を他人に譲渡し、もしくは貸与し、または改ざんしたとき。	
		第23条第1項第5号	心身の故障その他の理由により業務に従事できないとき。	
		第23条第1項第5号	条例および規程等の規定に違反したとき。	

(4) 違反行為に係る事務処理要綱に定める様式（別紙）

違反行為報告書

年 月 日

函館市下水道条例，同施行規程および函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程に違反する行為を認めたので，下記のとおり報告します。

記

- 1 工事を施行した者の氏名 氏名 (指定番号 第 号)
 (指定排水設備工事業者名) 住所
 (法人の場合，名称，代表者および担当者) 電話番号
 工事の施行に関与した者の氏名 氏名 (交付番号第 号)
 (排水設備工事責任技術者)

- 2 工事施行箇所 函館市 町 丁目 番 号

- 3 排水設備使用者（設置者） 氏名
 (法人の場合，名称，代表者および担当者) 住所
 電話番号

- 4 工事の施行期間および違反行為を行っていた期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- 5 発見の状況等
 (1) 発見年月日 年 月 日
 (2) 発見した職員名 課・氏名
 (3) 発見の状況 調査年月日
 調査時間
 調査内容
 状況写真添付
 (4) 是正を指示した職員名 課・氏名
 (5) 指示年月日 年 月 日
 (6) 指示内容
 (7) 是正後の状況
 状況写真添付

- 6 工事の申請年月日および 年 月 日
 工事しゅん工年月日 年 月 日

- 7 下水道使用料調定状況および収納状況

- 8 その他報告を要すると認められる事項
 (1) 事情聴取の内容
 (2) 違反事項
 (3) 予定措置内容
 (4) 報告者 課・氏名
 (5) その他

弁明の機会の付与通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

水道局長

印

不利益処分に係る弁明の機会の付与を次のとおり行うので、函館市行政手続条例第28条の規定により通知します。

予定される不利益処分の内容	
予定される不利益処分の根拠となる法令の条項	
予定される不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日
※口頭による弁明の機会の付与	出頭すべき日時 年 月 日 時 分
	出頭すべき場所
問合せ先	

注1 弁明をするときは、証拠書類または証拠物を提出することができます。

2 ※印欄は、口頭による弁明の機会の付与を行う場合に記入してあります。

弁 明 書

年 月 日

函館市公営企業管理者
水道局長

様

住所

氏名

印

年 月 日付けで通知のあった下記の弁明の機会の付与に関し、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の原因となる 事実その他当該事 案の内容について の意見	

処 分 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

水道局長

印

函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程（第14条・第23条）の規定により、次のとおり処分を決定したので、函館市水道局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

1 違反行為に対する処分

（指定・登録）の取消し

（指定の効力・業務）の停止

〔ただし、 年 月 日から
年 月 日まで〕

2 処分の理由

3 処分年月日 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市公営企業管理者水道局長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

水道局長

印

函館市下水道条例，同施行規程および函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程に違反する行為があったので，函館市水道局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

なお，今後はこのような違反行為がないように，関係法令等を遵守の上，適正に業務を行うよう十分注意されたい。

1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日